

# 岡山県外国人材等支援推進条例

人口減少による労働力の不足等を背景とした事業者による特定技能の在留資格に係る制度の活用等によって、外国人労働者が増加している。また、日本での就労やキャリアアップ等を希望し、将来の人材として期待される留学生も近年増加傾向にある。

こうした中、外国人労働者への不当な扱い等の問題、生活習慣や文化、言語の違い等による問題、災害等不慮の事態の際の避難対応等様々な課題が存在している。

このような背景を踏まえ、これから県の経済の維持及び発展に向けて、地域住民との共生の下に、外国人材等を積極的に受け入れ、外国人材等が安心して働き、生活し、及び活躍できる社会を実現するため、この条例を制定する。

## (目的)

第一条 この条例は、県内で就労している、又は就労しようとする外国人及び当該外国人が家族として帯同している外国人並びに県内で就労しようとする留学生（以下「外国人材等」という。）に対し、その受け入れ、生活等に対する多様な支援（以下「外国人材等への支援」という。）の仕組みを産業、行政、教育及び労働の各分野（第十一条において「産・官・学・労」という。）の連携により構築することを推進するため、その基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、事業者及び教育機関の役割を明らかにするとともに、県の施策その他の必要な事項について定めることにより、もって県が外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県となることを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外国人　日本の国籍を有しない者をいう。
- 二 外国人材　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一又は同表第二に定める在留資格を有する者であって、県内で就労している、又は就労しようとする外国人をいう。
- 三 事業者　事業を行う個人又は団体であって、外国人材を受け入れている、又は受け入れようとするものをいう。
- 四 留学生　出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の留学の在留資格に基づき、同表の留学の項の下欄の大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関（次号において「大学等」という。）で教育を受けている者であって、県内で就労しようとする外国人をいう。
- 五 教育機関　留学生を受け入れている、又は受け入れようとする大学等をいう。

## (基本理念等)

第三条 外国人材等への支援は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- 一 外国人材が安心して働き、その能力を発揮する機会が確保されること。
  - 二 外国人材等が安心して生活し、互いの文化が尊重されるとともに、様々な地域活動に主体的に参画する機会が確保されること。
- 2 外国人材等への支援は、県、市町村、県民、事業者及び教育機関の適切な役割分担の下に協働して推進されるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、第一条の目的を達成するため、前条に定める基本理念等（次条から第八条までにおいて「基本理念等」という。）にのっとり、外国人材等への支援を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、国、市町村、県民、事業者、教育機関その他関係者との連携の下に外国人材等への支援を推進するものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念等にのっとり、外国人材等への支援の推進に努めるとともに、国、県、県民、事業者、教育機関その他関係者との連携の下に必要な体制を整備し、地域の実情に応じて必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念等にのっとり、外国人材等への支援の推進に関する県の施策に協力するとともに、外国人材等の受入れ、生活等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念等にのっとり、外国人材等への支援の推進に関する県の施策に協力するとともに、国、市町村、教育機関その他関係者との連携の下に必要な取組を実施するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第八条 教育機関は、基本理念等にのっとり、外国人材等への支援の推進に関する県の施策に協力するとともに、国、市町村、事業者その他関係者との連携の下に必要な取組を実施するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第九条 知事は、外国人材等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、外国人材等支援推進計画（以下この条において「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、計画の策定に当たっては、次に掲げる事項について検討するものとする。

- 一 外国人材の確保及び適正な労働環境の整備に関する事項
- 二 安心して暮らせる生活環境の整備に関する事項
- 三 地域住民との共生及び交流に関する事項
- 四 災害時の対応に関する事項

- 五 日本語教育及び県民とのコミュニケーションに係る支援に関する事項
  - 六 国、市町村、県民、事業者、教育機関その他関係者との連携に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、外国人材等への支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、計画の策定に当たっては、あらかじめ、第十一条の協議会に対して、意見を聴取し、外国人材等への支援の推進について協議するものとする。
- 4 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(日本語教育の機会)

第十条 県は、日本語を十分に理解できない外国人材等に対して、日本語を学ぶことができる機会を提供するものとする。

2 県は、外国人材等に伝わりやすい日本語での表現の周知に努めるものとする。

(協議会)

第十一条 知事は、外国人材等への支援を総合的に推進するため、産・官・学・労の代表者で構成する協議会を設置するものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、外国人材等への支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。